

令和 6 年度第 21 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 7 年 1 月 28 日

担当部・課：保健福祉部介護福祉課〔内線 2445〕

① 件 名
石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 介護施設等の整備については、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置され、県及び市が制定した補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。 国が令和 6 年 10 月 8 日付けで地域医療介護総合確保基金管理運営要領の一部を改正したことを受け、県から、10 月 21 日付けで補助単価等の見直しを含めた改正内容について通知された。 【目的】 安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するとともに、高齢者等が住み慣れた地域で生活を継続できるよう基盤整備を推進する。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号） （県）地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱 石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱（平成 28 年石巻市告示第 141 号） 〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち 第 2 節 生きがいを持ち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実 2 介護予防等の取組を推進する 石巻市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画 第 4 章 施策の展開 基本方針 6 介護サービス基盤の充実 第 1 節 介護サービス基盤の整備・充実
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 26 年 6 月 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布 9 月 （国）地域医療介護総合確保基金管理運営要領の制定 平成 27 年 7 月 （県）地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱の施行 令和 6 年 10 月 （国）地域医療介護総合確保基金管理運営要領の一部改正 （県）補助単価等の見直しを含めた改正内容に関する通知及び地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱の改正 令和 7 年 1 月 令和 7 年度当初予算裁定

⑤ 主な内容
石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）のうち、以下の３事業について、県の改正と同様に、近年の建設コストの高騰等を踏まえ、補助単価を引き上げる。また、補助対象経費の拡充を行い、従来から規定されている介護保険事業計画に基づく新規整備のほか、県の要綱では既に規定されている改築や移転新築等についても対象とする。 （１）地域密着型サービス等整備助成事業 （２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 （３）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 事業者に対し、施設整備費や開設準備経費を補助することにより、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備が図られる。 【市財政への負担】（令和７年度当初予算額） ５７，４０２千円 （財源） 地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金（県）１０／１０
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
他市町村においても、同様の改正を行う。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和７年１月 石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱の改正（令和６年度中に実施する事業に係る補助金に遡及適用） ２月 市議会第１回定例会に係る予算案について提案
⑨ その他